

横浜創英大学 ハラスメント防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「学校法人堀井学園 ハラスメント防止のためのガイドライン」に基づき、横浜創英大学（以下「本学」という。）に勤務する教職員等並びに本学に学ぶ学生等が、個人として尊重され、ハラスメントのない、健全で快適な教育・研究環境、就業環境及び学生生活環境の下で研究・就業・修学ができるよう、それらの防止並びに排除のための措置について必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この規程は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）を対象とする。

- (1) 本学に勤務する教職員等（専任教職員、非常勤講師、契約職員、本学において就業する派遣社員及び委託業務従事者）
- (2) 継続的に本学の教育・研究に携わる者（研究員、課外活動指導者等）
- (3) 本学に学ぶ学生等（学生、聴講生、科目等履修生、各種講座受講生等）

(定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の人権を侵害し、教育・研究環境、就業環境、学生生活環境等を悪化させる以下の各項をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

ア 地位及び権限を利用し、相手への利益の提供又は相手が不利にならないための代償として、相手の意に反して性的要求をすること。

イ 教育・研究環境、就業環境、学生生活環境等を悪化させる性的な言動を行うこと。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その地位及び職権を利用し、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の教育・研究意欲、修学意欲を低下させること、又は教育・研究環境、学生生活環境を悪化させること。

(3) パワー・ハラスメント

職務上、優越的立場にある者が、その地位及び権限を利用し、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること、又は就業環境を悪化させること。

(4) その他のハラスメント

セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントにはあたらないが、相手の意に反して行われる不合理かつ不適切な言動によって、相手方に不快の念を抱かせ、正常な研究、職務、修学、課外活動の遂行を妨げるなど、教育・研究環境

及び就業環境を悪化させること。

(対象とするハラスメントの範囲)

第4条 この規程が対象とするハラスメントは、勤務時間内及び本学の校舎内に限定しない。

2 ハラスメントを受けたとされる者(以下「被害者」という。)又はハラスメント行為を行ったとされる者(以下「加害者」という。)の一方が本学の構成員でない場合も、本学の教育・研究活動等に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

(本学の責務)

第5条 本学は、第1条の趣旨を達成するため、構成員に対して必要な教育及び啓発活動を行い、快適な環境で就業及び修学ができるよう努める。

2 本学は、ハラスメントに関する事案が発生した場合には、迅速かつ適切に対応しなければならない。

3 本学は、ハラスメントの事案に関わった人のプライバシー、名誉その他の人権が不当に侵害されることのないよう守秘義務を徹底しなければならない。

4 本学は、ハラスメントを防止するため、学生に個別相談などにより対応する担任制などの体制をとり、学生間の問題等の早期解決に努めなければならない。

(本学の構成員の責務)

第6条 本学の構成員は、快適な就業及び修学環境を醸成するために、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 教育・研究及び業務のあらゆる場面で相手方の人権を尊重すること。
- (2) ハラスメントが、加害者の意図に関わらず、相手方の受け止め方によるものであることを十分に理解し、ハラスメントと受け止められかねない言動を行わないこと。
- (3) ハラスメントの防止に積極的に努め、ハラスメントのない環境を醸成し維持すること。
- (4) ハラスメントの事案が発生したときには、解決に向けて協力すること。

(ハラスメント防止委員会)

第7条 本学は、第1条の趣旨を達成するため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を設置する。

2 防止委員会は、ハラスメントの事案に対応するため、ハラスメント相談員を置き、必要に応じてハラスメント調停員及びハラスメント調査委員会を置く。

3 前項のほか、防止委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(ハラスメントに関する相談及び申し立て)

第8条 本学の構成員は、ハラスメントの被害を受けたときには、相談員に相談することができる。相談は、直接面談するほか、手紙、電話、ファックス、電子メールでも受け付ける。

2 前項の相談は、匿名で行うことができる。

3 被害者は、相談によって問題が解決できない場合には、意見通知、調停又は調査の申し立てをすることができる。ただし、申し立ては匿名で行うことはできない。

(意見通知)

第9条 意見通知とは、被害者から申し立てがあった場合、被害者の相手方（以下「加害者」という。）に対して申し立ての内容を通知することにより、問題の解決を図ることをいう。

2 意見通知は、被害者から申し立てがあり、防止委員会が必要と認めた場合に行う。

3 意見通知は、防止委員長又は委員長が指名する相談員が、必ず複数名で行う。

4 意見通知に際して、加害者にも事情を聴取する。

5 意見通知にあたった相談員等は、その結果を防止委員会及び被害者に報告する。

(調停)

第10条 調停とは、防止委員会が指名した調停員が相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

2 調停は、被害者から申し立てがあり、防止委員会が必要と認め、かつ加害者の同意があった場合に開始する。

3 調停は、調停員、被害者及び加害者の三者が同席する方法又は調停員が間に入り直接は相対しない方法、もしくはその併用によって行う。

4 調停は以下の各号に掲げる場合に終了する。

(1) 被害者及び加害者の双方が調停案を受け入れた場合。

(2) 被害者及び加害者のいずれかが、調停の打ち切りを希望した場合。

(3) 調停開始から3か月経過後も調停案に合意する見込みがない場合。

5 調停により合意が得られた場合は、被害者、加害者及び調停員の三者で合意内容を文書によって確認する。

6 調停員は、調停の結果を防止委員長に報告する。

(調査)

第11条 調査とは、ハラスメントの事実を確認するための調査をいう。

2 調査は、以下の各号に掲げる場合に行う。

(1) 被害者から申し立てがあり、防止委員会が必要と認めた場合。

(2) 申し立てはされていないが、当該事案が重大であり、防止委員会が必要と認めた場合。

3 調査は、防止委員会が指名した者で構成する調査委員会が行う。

4 調査委員会は、当該事案に関して調査した事実と、ハラスメントに該当するか否かの意見を付した報告書を作成し、防止委員会に報告する。

(緊急時における対応)

第12条 防止委員会は、緊急を要する場合には、学長と協議の上、被害者の安全確保のための措置をとることができる。

(申し立て期限)

第13条 相談及び申し立ては、ハラスメントが行われたときから2年以内に手続きをとらなければならない。

(ハラスメントの認定又は不認定)

第14条 防止委員会は、調査委員会から調査報告書の提出があった場合には、審議を行いハラスメントの認定又は不認定を行わなければならない。

2 防止委員会は、加害者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定の通知等)

第15条 防止委員会は、ハラスメントの認定をした場合には、調査結果及び防止委員会の判断を学長に報告しなければならない。

2 学長は、関係者の処分が必要と判断したときには、当該関係者が教職員の場合は、理事長に報告する。また、当該関係者が学生の場合は、学則等に基づき、学長が処分を決する。

(是正の勧告)

第16条 防止委員会は、ハラスメントの認定をした場合には、加害者に言動の是正を勧告することができる。

(被害者及び加害者への対応)

第17条 防止委員会は、ハラスメントの調査結果及び防止委員会の判断を被害者及び加害者に通知しなければならない。

(不服申立)

第18条 被害者又は加害者は、ハラスメントの認定又は不認定について不服がある場合

には、通知を受けた日から30日以内に防止委員会に不服の申し立てをすることができる。

2 防止委員会は、不服の申し立てについて、受理又は棄却を決定し、受理した場合には再調査又は再審議を行う。

3 防止委員会は、再調査又は再審議を行うことを決定した場合には、被害者及び加害者に遅滞なくその旨を通知しなければならない。

4 防止委員会は、再調査をする場合には、当該事案に関わった調査委員会の委員全員を入れ替える。

(ハラスメントの事案の公表)

第19条 ハラスメントの事案については、原則として公表しない。

2 防止委員会は、再発防止上必要と判断した場合には、当該事案の関係者のプライバシー、名誉及びその他の人権に配慮した上で、公表することができる。

(代理人及び補佐人の同席禁止)

第20条 被害者及び加害者は、調査の際に、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることはできない。

(守秘義務)

第21条 防止委員会委員、相談員、調査委員会委員及びその他関係者は、職務の執行に当たって、当該関係者のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 本学は、ハラスメントに関する相談、申し立て、当該事案に関する調査等の協力及びその他ハラスメントの防止に関して正当な対応をしたことを理由に、当該事案の関係者に対して何らかの不利益な扱いをしてはならない。

(虚偽証言の禁止)

第23条 本学の構成員は、虚偽の申し立てや証言をしてはならない。

2 虚偽の申し立てや証言をした者は、「学校法人堀井学園公益通報等に関する規程」による救済を受けることができない。

(報復の禁止)

第24条 防止委員会は、加害者から被害者、相談員、防止委員会委員、調査委員会委員及びその他関係者に対する報復禁止の誓約書の提出を求めることができる。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 本規程に「横浜創英大学」とあるのは、「横浜創英大学及び横浜創英短期大学」と読み替える。

附 則

第1条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条及び第25条の改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成24年4月1日施行の附則第2項は、平成27年10月30日に削除する。

附 則

第12条の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

第5条、第7条～第25条の改正は、平成30年4月1日から施行する。